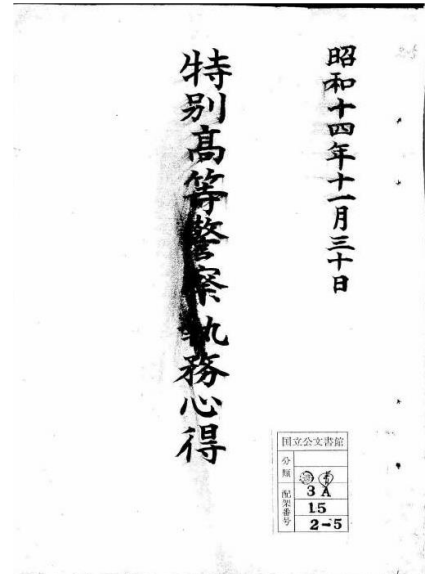
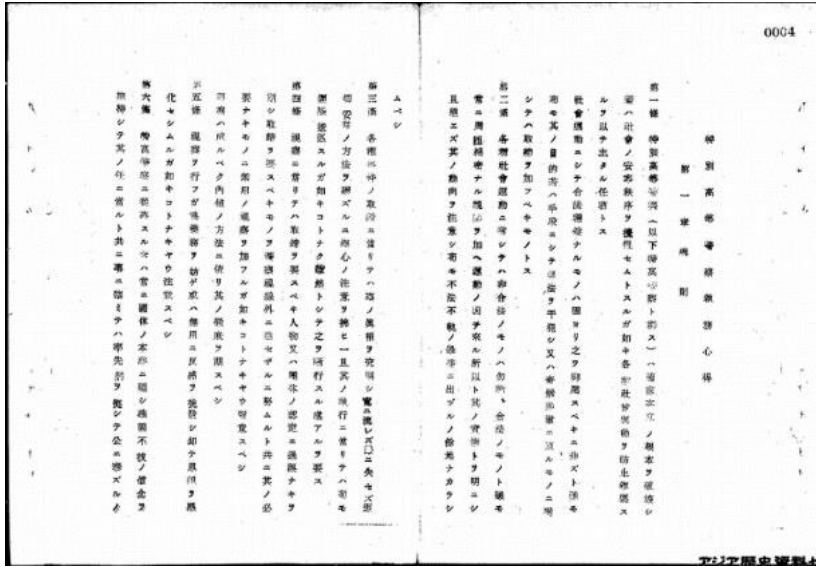


<資料1>



<資料2>

特別高等警察執務心得

第一章 総則

第一条 特別高等警察(以下特高警察と称す)は国家存立の根本を破壊し若し社会の安寧秩序を攪乱せむとするが如き各種社会運動を防止鎮圧するを以て主たる任務とす

社会運動にして合法穩健なるものは固より之を抑圧すへきに非ずと雖も苟も其の目的若は手段にして国法を干犯し又は奇矯過激に亘るものに対しては取締を加ふべきものとす

第二条 各種社会運動に対しては非合法のものは勿論、合法のものとも雖も常に周匝綿密なる視察を加へ運動の因を来る所以と其の実情とを明にし且つ絶えず其の動向を注意し苟も不法不軌の挙措に出づるの余地なからしむべし

第三条 各種事件の取締に当たりては事の真相を究明し寛に流れず厳に失せず適切妥当の方法を講ずるに細心の注意を払ひ一旦其の執行に当たりては苟も遲疑逡巡するが如きことなく毅然として之を断行する処あるを要す

第四条 視察に当りては取締を要すべき人物又は団体の認定に過誤なきを期し取締を要すべきものを警察視線外に逸せざるに努むると共に其の必要なきものに無用の視察を加ふるが如きことなきやう留意すべし

視察は成るべく内偵の方法に依り其の徹底を期すべし

第五条 視察を行ふが為業務を妨げ或は無用に反感を挑発し却て思想を悪化せしむるが如きなきやう注意すべし

第六条 特高警察に従事する者は常に国体の本義に関し確固不拔の信念を抱持して其の任に当ると共に事に臨みては率先躬を挺して公に奉ずるの覚悟を要す

<資料 3> 青木理他「国家と情報」警視庁公安部「イスラム捜査」流出資料を読む(現代書館)

分類						No.
国籍(本籍)	フリガナ		出生地			原票写真(H16年8月)
氏名	フリガナ		生年月日 (年齢)	男		
現住所	フリガナ		女			
勤務先(住所)	フリガナ					
使用車両	フリガナ					
容疑	フリガナ					
対応状況及び方針	フリガナ					
家族 交友 関係	関係	フリガナ 氏名	生年月日 (年齢)	勤務先	住所(同・別) 別の場合は住所	現場写真(H 年月)
	妻	フリガナ	フリガナ	フリガナ	○同別	
	子	フリガナ	フリガナ		○同別	
	子	フリガナ	フリガナ		○同別	
	子	フリガナ	フリガナ		○同別	
入国 在留 関係	上陸年月日	旅券番号	旅券発行年月日			
	在留資格	永住者	本国住所			
	在留期間(在留資格)	登録年月日	登録市区町村	登録番号		
住所歴	期間	住所歴	期間	通学・勤務先歴(住所)		
学歴	フリガナ		フリガナ		フリガナ	
職歴	フリガナ		フリガナ		フリガナ	
免許関係	免許種別	取得年月日	免許番号			
犯罪情報	検挙年月日	罪名	検挙署	処分結果		
所属団体	フリガナ		地位・役職・役割等	身体特徴		
モスクへの 出入状況	フリガナ				身長	フリガナ
立ち寄り 徘徊先	フリガナ				体格	フリガナ
	フリガナ				髪	フリガナ
行動 パターン概 要	フリガナ				ひげ	フリガナ
	フリガナ				眼鏡	
	フリガナ				作成	H20年11月7日

<年表>

- 1945年 9月 2日 降伏文書に調印（ポツダム宣言の誠実履行を約束）
9月22日 米 降伏後におけるアメリカの初期対日方針
10月 4日 GHQ 政治的、市民的及び宗教的自由に対する制限の撤廃に関する覚書
—警察首脳陣と特高警察官吏の追放を指令
10月 6日 特高警察廃止の通牒
10月15日 治安維持法廃止
10月18日 「大衆運動ノ取締リニ関スル件」閣議決定
10月26日 「越軌行為取締に関する内務司法両省共同発表」
12月19日 公安警察機構（内務省警保局公安課、各府県に警備課）設置
- 1946年11月 3日 日本国憲法公布
- 1947年12月17日 旧警察法制定（地方分権）
- 1954年 6月 8日 新警察法公布（中央集権化・国家警察の復活）
* 公安委員会の形骸化 名古屋高裁令和3年10月7日判決
- 1958年 5月 6日 東京地裁（蒲田事件）東京都公安条例違憲判決
9月30日 警察官職務執行法（警職法）の改正案提出
10月 4日 日米安保条約改定交渉開始
- 1959年 3月30日 砂川事件（伊達判決） 駐留米軍違憲判決
8月 8日 東京地裁 東京都公安条例違反全学連事件違憲判決
8月29日 東京地裁 東京都公安条例違憲判決
10月13日 東京地裁 東京都公安条例東大生事件違憲判決
* 日米安保条約改定反対の集会、デモ等—警視庁集計
1959年4月～1960年7月までの集会・デモ動員数193万5,722人
警備要員数は延べ27万8,844人
12月16日 砂川事件最高裁判決 破棄差戻判決
- 1960年1月 東京都公安委員会、違憲判決の理由の条例の運用を 一部改正
* その後も集会、集団行進、集団示威運動は増加
6月15日 全学連国会
6月19日 日米新安保条約 自然承認
6月23日 条約発効
7月20日 最高裁東京都公安条例合憲判決